

最高裁への陳述書

－同志社にみる大学院教育の崩壊－

〒656-1325
兵庫県洲本市五色町鮎原南谷521-1
山口 薫, Ph.D. (UC Berkeley)

勤務先 (係争中)
〒602-8580
京都市上京区今出川通烏丸東入
同志社大学大学院
総合政策科学研究科
技術・革新的経営専攻一貫制博士課程
ビジネス研究科

いま日本を代表する同志社大学大学院という高等教育機関で絶対にあってはならないこと、やってはいけないことが起こっています。もしこうした違法が許されれば、以下に述べる5つの違法行為が「悪貨が良貨を駆逐する」ごとく全国に蔓延し、日本の高等教育を確実に崩壊させ、長期的にはそれに立脚する国家を崩壊させます。ここにその理由を陳述させていただきます。

私は新たに設立される同志社大学大学院ビジネス研究科へ「大学院担当教授の定年は70歳であるので、世界の一流大学で博士号を取得された先生にぜひお越しいただきたい」と招聘され、68歳定年の前任校を辞して2004年4月に就任してきました。その4年後には、大学院総合政策科学研究科 技術・革新的経営専攻5年一貫制博士課程を文科省に申請するので「少なくとも67歳までの5年間は専任教授として勤務していただけないか」と嘆願され、それを快諾して2009年4月から博士課程の研究指導を兼務してきました。修士課程や博士課程を新設する場合には博士号を有し、且つ顕著な研究業績のあるマル合と呼ばれる有資格教授が申請時には絶対に必須となるからです。

しかるに私は2013年の3月に66歳で突如解雇（雇い止め）されました。これは上記の約束を2つとも反故にする背信行為です。同志社のような日本を代表する大学が当初の信義を守ろうとせず、何の落ち度もなく世界レベルの研究をし

ている研究者をなぜ突如使い捨てにするのでしょうか。私は自浄能力を失った大学執行部に失望し、大学の自治を司法に委ねるといふ本末転倒の苦渋の選択に追いやられました。

しかるに2014年9月11日、大阪高裁から信じられないような判断遺漏の、あえて言えば「粗雑」とも言うべき判決を受けました。まず最初に結論ありきのような思考停止とも思われる判決に大変失望しました。事実確認の証人尋問申請を拒否し、文科省への情報公開で新たに判明した新証拠の事実確認や弁論再開要望をも、主任裁判官の移動という自分たちの判決スケジュールを優先させるように拒否したからです。この失望は、大学院への職場復帰という機会がなくなったという個人的な失望をはるかに超えています。

すなわちこの高裁判断が確定し、以下のような同志社の明白な違法行為が許されることになれば「一事が万事」となり、大学は何でもありきの無法地帯になって日本の高等教育は崩壊させられるという公的危機感を強く抱くようになりました。私は世界トップレベルの大学院で、ノーベル経済賞受賞学者2名の指導の下で大学院教育・研究の厳しさを教え込まれ、帰国後もそうした厳しい指導をめざしてきました。そうしたグローバルスタンダードの環境で育てられた研究者からみて、絶対にあってはならないことが、日本を代表する同志社大学大学院という高等教育機関で以下のように起こったのです。

1. 教授会が全員で決めたルールでも、研究科長は一方的に無視してよい。

65歳を超える定年延長に関して、私たちは教授会の全員一致で「定年延長案件については、研究科長が当該教員の意向を確認の上、教授会に提案する」という申合せルールを作りました。しかるに、浜矩子研究科長は当該教員3名のうち私にのみこの定年の意向を確認せず、教授会にも提案しないという手続き違反の暴挙に出ました。その結果、教授会では私の定年延長は未審議となり、理事会にもはかれることもなく私は大学を追われました。

大阪高裁判決では、この申合せは「当該教員の意向を確認することは求めている」と認定しながらも、意向を確認しなくても手続き違反でないとしました。明らかに論理矛盾です。さらに「教授会に提案することが義務付けられるという趣旨を含んでいると解することはできない」という判断を何の根拠も示さずにしました。

もし研究科長が独断で教授会に提案しない場合を想定していたのであれば、その場合の判断基準を私たちは教授会できっちりとルール化していました。そんな

想定をしていなかったことは当時審議に参加した教授会の一人として私は確信をもって断言できますし、この申合せを教授会に提案した当時の研究科長からの私宛メールからも明白です。こうした客観的事実を無視し、その判断基準を提示することなく「提案は義務づけられていない」とする高裁判断は法的根拠がない妄想であるといわざるをえません。

こんな明白な手続き違反を大阪高裁が許すのであれば日本の大学院のガバナンスは崩壊し、研究科長は独裁者として振る舞いやりたい放題にできるようになります。

2. 講義内容について受講者からのクレームがない科目でも、「偏った講義は困る」と一方的に通告すれば、担当者の承諾なしで科目担当を外してよい。

定年延長を提案しない理由として、浜矩子研究科長は私の講義科目数が8コマを満たしていないからだと教授会で告げました（兼務科目を合わせると私は13コマ担当しているという事実にもかかわらず）。この教授会開催3日前に、「システムダイナミックスを用いた経済学は偏っているので困る」といって担当科目「ビジネスエコノミックス」を一方的に外すという通告メールが近藤まり教授から突然私に送られてきました。一方的に科目を外しておきながらそれを講義科目数が少ない理由とするとは、良識ある大学のガバナンスとしては狂気の沙汰です。

「システムダイナミックスを用いない講義にしてほしいと依頼したが受け入れなかった」という近藤まり教授の一方的主張の事実確認を、同教授に証人尋問して確認することもせず大阪高裁は一方的に不当認定しました。そして依頼さえすれば例え担当者の承諾がなくても一方的に科目担当を外しても問題なしとしました。

さらに高裁は、ビジネスエコノミックスの講義内容については「教授会での審議決定する事項」と認めながら、学内で決められた科目適合性の検証手続きもせず、教授会での審議すら浜矩子研究科長が拒否してしなかったという事実をも確認することなく、教授会審議の有無の判断を遺漏しました。学問・教育の自由という憲法上の表現の自由に係わる重大な問題であるにもかかわらず、大阪高裁がそれをしなかったのは、重大な任務放棄であるといえます。

そもその問題の発端は受講生から何のクレームもない私の専門中の専門科目の講義について、システムダイナミックスのことを全然理解できない門外漢の近藤まり教授がなぜ「偏っている」と独断で一方的に判断し担当科目を外すことが出来るのかということです。明らかなパワーハラスメントです。高等教育の現場

でこんな横暴なことが認められることになれば、気に入らない研究者はいつでも屁理屈をつけて一方的に排除できるようになります。その結果学問・教育の自由への弾圧が横行することになり、自由な学問・研究の発展が阻害される由々しき事態となります。

国際システムダイナミクス学会の会長や同学会研究者、海外の経済学の研究者、米国会議員（元民主党大統領候補）は、こんな横暴が許される日本の大学院教育現場に驚き、同志社に於ける学問の自由の保証を八田英二学長（及び浜矩子研究科長）宛にメールにて嘆願してくれましたが、国際化を標榜する同志社の八田英二学長はこれをまったく無視しました。国際的な非礼行為でもあり、日本の大学の恥です。

このように海外からの嘆願という国際的な関心事になっているにもかかわらず、大阪高裁は近藤まり教授の証人尋問を拒んで「偏った経済学」の判断根拠について事実解明をしようとしなかったのは明白な任務放棄です。

3. 経費削減のために専門分野でない科目の担当を強要し、それを断れば科目担当・職務放棄と見なして解雇してよい。

その後、浜矩子研究科長は卑劣にも、定年延長しなかった真の理由は1年前に私が「グリーンマネジメント実践」という担当科目を放棄したからであるという後付理由を、私を退出させた教授会で持ち出してきました。この英語の科目は同志社の国際化のために私がボランティアで2年前から大学執行部の承認をえて、複数の嘱託講師による合同科目としてコーディネートしてきたグリーンビジネスプログラムのひとつで、同プログラムは国際的にも高評価をえはじめていました。にもかかわらず経費削減のために嘱託講師をゲスト・スピーカーに切り替えて私の講義科目とするように突然、大学執行部が頭越しに強要してきたのです。高等教育の質保障をすべき社会的責任を負っている大学院専門講義科目で、このような違法な強要ができるのでしょうか。嘱託講師を経費削減のためにゲスト・スピーカーに代替して専門外の講義を強要するのは明らかに学校教育法に違反していると主張したのですが、大阪高裁はこの違法性に関する重大な判断をまったく遺漏してしまいました。

こうした違法な科目強要に対して研究者としての良心に従って「専門分野でないから大学院レベルの講義はできない」と抗議したことをもって、非協力的な態度、「科目担当の放棄」と浜矩子研究科長は一方的に決めつけて、これが定年延長を提案しない最大の理由であると後付けしてきたのです。しかも利害を被る当事者に当然与えられている反論の機会も教授会ではまったく与えなかったのです。明白な差別行為、人権侵害の違法行為です。

しかるに大阪高裁はそうした差別行為を「不当とはいえない」と不当に判断したのですが、私が求めたのはそもそもそうした差別行為の根本原因となった「経費削減目的で大学執行部が専門でない科目を大学院教授に強制するのは学校教育法違反ではないのか」といった判断です。これが今回の係争に於ける**最重要な争点**なのです。もしこれが違法だとなれば同志社の解雇理由は吹き飛びます。合法だとなれば大学に於ける学問の自由、日本の高等教育の質的レベル確保は崩壊します。この最重要争点の判断をまったく遺漏した大阪高裁判決は、まさにその任務を放棄したといわざるをえません。

4. 博士課程の研究指導中であっても、指導教授の同意なしに一方向的に指導を交代させてよい。

2009年4月から少なくとも完成年度の2014年3月までの5年間、私は技術・革新的経営専攻5年一貫制博士課程での就任を大学から義務づけられており、その約束に従って院生を研究指導してきていました。しかるに同志社大学は途中でこの義務を反故にし、私以外にはシステムダイナミックスという専門分野の研究指導が受けられない院生の立場をまったく考慮することなく、院生から研究指導を一方向的に剥奪するという高等教育機関としては絶対にやってはならない社会的背信行為をおこないました。しかも、私は指導教授交代の大学院同意書に署名・捺印をしていないのですから、こうした指導教授の交代は明らかに違法となります。にもかかわらず指導中の院生はこの交代を受け入れなければ科目履修できないと脅かされ、こうした大学の背信行為に対して泣き寝入りせざるをえなくさせられたのです。

しかるに今回大阪高裁は研究指導を大学の都合で一方向的に剥奪しても問題ないと判断しました。信じられない判断です。こんな違法が認められれば院生との社会的信頼関係が構築されなくなり、日本に於ける博士課程の研究指導は崩壊してゆきます。（なお現時点でも、サウジアラビア政府の国費留学生の研究論文モデリングを懇願されるに応じてボランティア的に継続指導しております。彼は専門分野でない指導教授をあてがわれ、非常に悩んでいる様子でした。）

5. 大学院研究科の設置申請が文科省で認められれば、その後は、承認条件など大学の都合で自由に反故にしてよい。

上述したように技術・革新的経営専攻5年一貫制博士課程の文科省申請に際して専任教授としての5年間の勤務意思を私に確認し、大学評議会・理事会での承認を経て、同志社理事長は「届出の上は、確実に届出に係る計画を履行しま

す」と文部科学大臣に約束していました。大阪高裁判決予定日（9月11日）の1週間前に、このことが文科省からの情報公開資料で明らかとなりました（これまで同志社はこの事実を隠してきました）。こうした就任約束を証明する大学資料が出てきた以上、法的には当然新たな労働契約とみなされるべきです。

しかるに大阪高裁は新証拠に基づく弁論の再開にも応ずることなくこれを新たな労働契約とは認めませんでした。こんな背信行為が許されるのであれば社会秩序は崩壊してゆきます。明らかな不当判決です。

加えて、認可申請時に同志社がその就任を約束した専任教員を途中で解雇にするということは、文科省への明白な背信行為となります。大阪高裁はこの文科省に対する違法行為への判断をまったく遺漏しています。もしこのようなことを司法が許すのであれば、文科省への認可申請承認後は何でもありきで、約束した専任教員の確保も自由に反故に出来るようになります。

以上陳述してきましたように、今回の大阪高裁判決が確定すれば、上記5つのような違法行為を大学は合法的にやりたい放題に出来るようになります。日本に於ける高等教育のガバナンス崩壊、研究教育の質的劣化は必至となります。最近、巷で話題となった「コピペ博士論文」のような研究論文の質的低下に拍車をかけることとなります。世界水準で研究活動をしている研究者からすれば、上記5つの常軌を逸した行為は同志社のような高等教育機関ではありえない、絶対にやってはいない違法行為そのものであるといわざるを得ません。

最高裁・司法がこんなことを許せば、日本の高等教育は確実に世界から取り残され崩壊します。高等教育が崩壊すれば、長期的には国家が崩壊します。ノーベル賞レベル教育以前の話です。最高裁の良識ある判断をお願いします。

2015年1月5日